

小山市地区まちづくり構想の概要 (絹 地区)	
名 称	絹地区まちづくり構想
対象となる地域の範囲	小山市大字田川、延島、延島新田、高椅、福良、中島、梁
対象となる地域の面積	約1618ha
まちづくりの目標	【自然・歴史・笑顔あふれるまち 絹】を基本理念に掲げ、美しい田園風景と歴史や伝統文化が調和した、安心・安全をキーワードとして適正な土地利用を誘導し、豊かな生活環境の形成を図ることを目標とする。
まちづくりの方針	1. 土地利用に関する事項 ・ 自然環境と農村環境が調和・共生した、落ち着いたある良好な集落生活環境の形成を図ります。 ・ 寺野東遺跡や高椅神社等の歴史・文化的資源の保全と活用を図ります。 ・ 地区の中心となる絹公民館周辺や学校跡地等における公共公益機能の集約や地域交流活動への活用を図ります。 ・ 鬼怒川・田川沿いに広がる水田・畑地等の優良農地（農振農用地等）等の適正な管理と保全を図ります。 ・ 地区内のまとまった平地林等の適正な管理と保全を図ります。

	2. 都市施設に関する事項 (1) 道路・交通体系について ・ 幹線道路（県道等）や、主要生活幹線道路（特に交通量が多く、幹線道路に接続する主要な市道等）、生活幹線道路（主要な市道等）、主要区画道路、区画道路、歩道・グリーンベルト等の計画的な整備により、地区の骨格となる円滑な道路・交通体系の形成を図ります。 ・ 歩行者や高齢者等が安全・安心して通行できる歩行者空間を確保します。 ・ 生活道路の改善（幅員の確保や舗装改良等）や、交通安全対策の推進（危険な交差点やカーブの解消、自動車の減速化、時間帯通行制限等）などにより、安全・安心な道路空間の形成を図ります。 ・ 地域住民が安心して生活できるよう地域内交通基盤について検討を図ります。 (2) 公園・緑地について ・ 地区住民の憩いや交流の場となる身近な小公園や広場等の整備を図ります。 ・ 川の一里塚、千年の池等の既存の公園・広場、河川敷、土手等の機能の維持と活用を図ります。 ・ 沿道緑化や敷地内緑化による新たな緑の創出を推進するとともに、平地林や屋敷林、社寺林等の緑地の適正な管理を徹底します。 ・ 宅地や平地林、農地等から道路にはみ出している枝の剪定や樹木の伐採、土・砂利の除去などにより、道路境界の明確化と幅員の確保を図ります。 (3) 公共公益施設等について ・ 地区の拠点となる絹公民館周辺の機能充実と一体的な活用を図ります。 ・ 旧延島小や旧梁小等の学校跡地の利活用による地域活性化拠点の形成を図ります。
--	--

	・ 周辺の住環境に配慮した市営墓地の維持を図ります。 ・ 寺野東遺跡や高椅神社等の地区の誇れる歴史・文化的資源の保全と活用を図ります。 (4) 供給処理施設等について ・ 安全で安定した生活用水および飲用水の確保を図ります。 ・ 農業集落排水や合併浄化槽等による適正な汚水処理の推進を図ります。 ・ 水路や側溝等の整備・改善による雨水処理能力の向上を図ります。 3. 建築物等に関する事項 ・ 緑豊かでゆとりある居住環境と、周辺の自然環境と調和した落ち着いた景観を形成するため、適正かつ計画的な建築物等への誘導について必要な時期に検討します。 4. その他について（防災・防犯） ・ 防犯・防災設備の整備や、地域が一体となった防犯・防災体制の充実による、災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。
まちづくりの実現化方策	本構想実現化のために、絹地区まちづくり推進協議会と市が協働でまちづくりを進めていきます。 方針の中でも先行的かつ重点的に取り組む項目を重点プロジェクトとして位置付け段階的に具体化に向けた検討・調整を行います。
その他住みよいま	公共施設及び公益施設に関する事項 (地区施設の配置及び規模) 【認定道路】 ① 市道19、2590、2616、2661号線 生活を支える重要な道路として一定の幅員確保 ② 市道19号線 渋滞緩和のため県道への編入検討や歩道整備 ③ 市道33号線の一部 渋滞緩和を目的とした交通動線の改善検討

ち づ く り の 推 進 に 必 要 な 事 項		【交差点等】 ① 通学路等に安全確保のためにカラー舗装等の実施 ② 交差点に標識や街灯、ミラー、信号機等の設置検討 【公共公益施設等】 ① 公共性の高い施設について各地区の身近なコミュニティ活動の場として整備及び利活用 ② 公共性の高い施設に防災の機能を備えた防災拠点の検討 【交通基盤】 ① 高齢者等の交通弱者の生活の足としてデマンドバスのさらなる利便性の向上 ② スクールバスの活用や隣接地域（他市）のバス乗り入れ等の検討
	建築物に関する事項 (用途の制限,敷地面積の最低限度壁面の位置の制限形態又は意匠の制限,垣又は策の構造の制限等)	【建築物の用途の制限】 ・都市計画法34条に定める許可基準に適合するものとします。 【その他】 ・安全・安心で住みよい街並みを形成するためのルール作りに努めます。
	その他土地利用の制限に関する事項 (樹林地,草地等の保全等)	豊かな緑を活かした土地利用推進に努めます。

■ まちづくり重点プロジェクト図

